ニュース&トピックス

News & Topics

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との 2022 年度意見交換会報告

司法改革総合センター事務局長 長井 真之 (55期)

1 はじめに

去る2023年3月11日, 当会の司法改革総合センター(以下「当会司改センター」という)は、大阪弁護士会司法改革検証・推進本部(以下「大阪司法改革本部」という)との間で、恒例の意見交換会を実施した。この意見交換会は、司法制度改革について議論する1998年度から続く歴史ある会であるというだけでなく、例年、両弁護士会の現執行部と次年度執行部も参加し、執行部同士の顔合わせや交流をも目的とした重要な会合である。新型コロナ感染症の影響から、2019年度の開催は見送られ、また、2020年度と2021年度はいずれも完全オンラインでの開催となったが、2022年度は、4年ぶりにリアルでの開催(オンラインとの併催)を果たすことができ、両会合わせてオンラインを含め63名の参加を得て行われた。



2 当会司改センター報告・討論

当会司改センターは,「東京都市部における司法アクセス の現状」をテーマとして, 概要次のような報告を行った。

(1) 総論「東京23区の司法アクセスについて」

当会司改センターの地域司法計画WGの位置づけとこれまでの取組み、2010年に策定された地域司法計画が改訂されていないこと、東京23区における司法アクセスをめぐる当会の状況や同WGの問題意識等について紹介を行った。東京都市部において、ライフスタイルが多様化し、また、人間関係が密接ではなく、格差や孤立が広がっているとさ



れる中で、また、インターネットやSNSを通じて法的サービスの提供がなされることもある昨今、市民の法的ニーズがどの程度充足されているのかの把握が困難になっていることから、この問題に対して弁護士会がどのように取り組んでいくべきかについても再検討が必要となっている旨などが報告された。

(2) 報告「民事法律扶助制度と司法アクセス」について

法テラス東京地方事務所副所長である亀井時子会員より, 法律扶助の沿革,法律扶助の目的・役割や実績に加え,司法 アクセス拡充のための課題等について,報告をいただいた。 高齢者・障害者等,生活困窮者及び若年者(孤独,引き こもり)について都会における司法過疎が生じており,また, 支援者たるべき行政福祉職員が公的に相談する機関がない などの指摘を含め,法律扶助の第一人者による大変示唆 に富む報告であった。また,大阪弁護士会の参加者からも 有益なコメントがあった。

(3) 報告「国際比較の視点からみた東京における法律扶助制度の現状と課題」について

2022年7月の夏期合同研究分科会において埼玉弁護士会の池永知樹弁護士を招いて開催した講演の概要を報告した。アメリカの大都市弁護士業界と比較した東京の弁護士業界の構造に関する報告や,他国との比較における東京の法律扶助制度の課題の指摘は、参加者が日本の法律扶助制度の今後を考える上で参考になったものと思われる。



(4) 報告「東京の地域司法計画の改定に向けて」について

2010年に策定された東京23区の地域司法計画で記載されていたデータ項目のうち、今日でも意味があると思われる項目(弁護士の数・法律事務所の所在、裁判所の新受件数、法律相談センター・公設事務所・法テラスなどの変遷や件数の推移、その他のADRなどの司法アクセスなど)の推移について、多くのアップデートしたデータ資料とともに報告を行った。また、多摩支部の現状についても当会多摩支部の参加者より報告を行った。大阪弁護士会の参加者からも、ウェブサイトによる法律相談予約の取組みなどが紹介された。

3 大阪司法改革本部報告・討論

大阪司法改革本部からは、「刑事再審法改正への取組み/ 弁護士任官等の推進―20年の歩み―」をテーマとして、 概要次のような報告が行われ、それらに関する意見交換が 行われた。

(1) 「刑事再審法改正への取組み」について

刑事再審法の必要性、それに対応する日弁連の動きや大阪弁護士会の取組み等が、実際の再審事件の弁護団に参加する弁護士の知見も交えて報告された。この問題の第一線で活躍する弁護士からの報告は、日野町事件の第二次再審請求に対する大阪高裁の再審開始を維持する決定の直後で



あり、かつ、袴田事件の第二次再審請求において東京高裁が再審開始の可否を決定する予定日の直前という、非常に 時機を得た、また、臨場感溢れる報告であり、当会からの 参加者も惹き込まれるように聴き入っていた。

(2) 「弁護士任官等の推進―20年の歩み―」について

弁護士任官の現状と課題について、弁護士任官が推進されてきた歴史や経緯も含めて、報告された。また、弁護士の任官の実際について、弁護士任官経験者からの報告もあり、貴重な機会となった。大阪においては、常勤の弁護士任官が低調であり、非常勤の弁護士任官(民事調停官か家事調停官)についても思うように拡大していない旨の報告であったが、当会の参加者からは、東京では非常勤の弁護士任官は好調である旨のコメントが出されていた。活発な議論の末に、常勤の弁護士任官の拡大のためには、最高裁との協議により制度的課題を解決していく必要があることについて、両会の参加者ともに共通認識が形成されたように思われ、有益な議論の機会となった。



4 まとめ

今回の意見交換会も両会から重要な課題についての充実した報告がなされ、双方の参加者にとって貴重な機会となったように思われる。ただ、当会司改センターの報告においては、報告部分に時間を使い過ぎてしまったために大阪弁護士会との意見交換に十分な時間が取れなかったことが反省点である。4年ぶりのリアルでの、大阪弁護士会館での開催にあたっては、新旧執行部を含め当会会員から多数の参加をいただき、また、大阪司法改革本部には懇親会を含め会場準備等に多大なるご尽力をいただいた。改めてここで謝意を表したい。2023年度は東京での開催となるが、引き続き、リアルでの活発かつ有意義な議論・懇親・交流の場となるよう、開催準備を怠りなく進めたいと思う次第である。